

四日市市告示第685号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の指定について（昭和39年四日市市告示第52号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月26日

四日市市長 森 智広

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項、第3項及び第4項並びに地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和38年政令第306号）附則第4条の規定による指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は次のとおりとする。</p> <p>四日市市金庫事務取扱規程（昭和13年四日市市告示第16号）は、廃止する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 収納代理金融機関 (略) 銀行株式会社大垣共立銀行 <u>株式会社あいち銀行</u></p> <p>株式会社十六銀行 (略)</p> | <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項、第3項及び第4項並びに地方自治法施行令の一部を改正する政令（昭和38年政令第306号）附則第4条の規定による指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は次のとおりとする。</p> <p>四日市市金庫事務取扱規程（昭和13年四日市市告示第16号）は、廃止する。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 収納代理金融機関 (略) 株式会社大垣共立銀行 <u>株式会社愛知銀行</u> <u>株式会社中京銀行</u> 株式会社十六銀行 (略)</p> |

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

(会計管理課)